

真庭市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成28年3月策定

本方針は、真庭市における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保するために策定するものとする。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

真庭市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び「真庭市個人情報保護条例」(平成17年真庭市条例第12号。以下「条例」という。)に定められた事務において特定個人情報等を取り扱うものとする。

この場合において、番号法及び条例で特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、真庭市における管理体制及び取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱うものとする。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。法令等には次のものを含むものとする。
 - ア 番号法
 - イ 条例
 - ウ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
 - エ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知)
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。
- (3) 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄し、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。
- (4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先

(再委託先を含む。)において、番号法に基づき真庭市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

- (5) 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。